

第3回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

日 時	平成16年8月27日(金) 午後1時～2時30分
場 所	練馬区職員研修所 2階研修室
出席委員数	33名 (欠席委員数14名)
傍聴者数	1名
事務局(危機管理室長)	<p>ただ今から、第3回安全・安心協議会を開催させていただきます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、練馬区危機管理室長の乾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料の「会次第」に則りまして、進めさせていただきますと考えております。まず、志村豊志郎会長が所用のため欠席でございますので、関口副会長からご挨拶をいただきます。</p>
副会長(助役)	<p>こんにちは。本日は、暑い中お集まりいただきまして、有難うございます。ただ今、司会から話がありましたが、会長であります志村区長は、全国の放置自転車対策協議会の会長を務めておりまして、本日はその会のために出張しておりますので、出席することができません。本日の協議会は「(仮称)安全・安心条例」の審議の大詰めですので、区長も加わって中身について一緒に検討したい、また、皆さんにお礼を申し上げたいということでしたが、このような事情ですので、ご容赦いただければと思います。</p> <p>本日は、この安全・安心協議会の3回目ですが、今年度は「(仮称)安全・安心条例」の制定に向けての審議が中心となっております。今まで、各部会に分かれまして、この暑い時期に熱心に討議いただきまして、その検討結果も報告される予定になっております。私どもといたしましては、区議会の第四回定例会が11月から開催されますが、そこには上程したいという予定で現在進めております。実質的なご検討は今日が最後になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>報告事項もいくつかありますが、新しいことといたしましては、「東京都安全・安心まちづくりアカデミー」の受講者募集というものがございます。後ほど事務局から詳しく説明がありますが、東京都が実施しておりますこのアカデミーに、区からも推薦し、地域の防犯リーダーを育成していきたいというご提案をさせていただきたいと思っております。なにとぞ、ご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(危機管理室長)	<p>それでは、次に新委員をご紹介します。役員の改選によりまして、中学校PTA連合協議会の会長になりました佐藤議様が新たな委員となりましたのでご紹介いたします。委嘱状につきましては、席上にご配布しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>さっそく、議題に入らせていただきます。まず、「第2回協議会の開催経過」「第2回協議会および専門部会における質問事項」「第3回専門部会での検討経緯」について、資料1・資料2・資料3に基づきまして、まとめて事務局からご報告申し上げます。</p>
事務局 (安全・安心担当課長)	<p>それでは、資料1から3までのご説明をさせていただきます。</p> <p>資料1は、前回7月21日に開催をいたしました、本協議会の第2回目の議事録です。誠に恐れ入りますが、お目通しをください。委員の方のご発言につきましては公開を前提としておりますので、ご自身の発言の趣旨が違っている、あるいは誤りがある場合には、後ほど事務局にお申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>

資料2は、前回の安全・安心協議会と、その後開催した防犯・防火・児童の各専門部会で質問事項等がありましたので、それぞれに対して、私どもの方で考え方を示した資料です。

まず、防火部会でのご指摘等です。地域貸出をしております安全・安心パトロールカーのテープの内容についてですが、若干文章が長いということ、ごみ出しのフレーズはパトロールとは直接関係ないのではないかとご意見をいただいております。これにつきましては、他のご利用団体のご意見を合わせまして、検討させていただきます。

また、パトロールカーに消火器を複数設置してはどうかというご意見がありました。パトロールカーは軽自動車で、スペースの関係もありますので、消火器はやはり1台とさせていただき、その代わりに救急セットを1セットずつ配置をするということにさせていただきました。

また、消防署が主催するイベントについて、J-COMに対しては区も出資者のはずなので、積極的に区民にアピールをするよう働きかけをしてほしいというお話でした。出資者ということが厳密な意味で当たるかどうかは判りませんが、区はJ-COMの株券を所有しています。しかし、J-COMの取材あるいは報道内容は、実質的にJ-COMが決めることです。ただし、区から消防署・警察署のイベント等についても情報提供を積極的に行い、機会があれば、報道していただくよう考えていきたいと思っております。

最後に、防災無線を使って流している夕べの音楽と子ども等に対する呼びかけの放送についてです。この放送を30秒ほど延ばせば、安全・安心に関わる呼びかけができるのではないかとご話でした。この夕べの放送については、従来から時報代わりに利用して便利であるという声がある一方で、「内容が聞き取りにくい」「うるさい」というクレームもあります。現在、区でこの放送内容を変更し、短縮するという検討を青少年関係部署で行っているということです。放送時間を延ばすことは逆のことになってしまいますので、現在は困難な状況です。

つづきまして、防犯部会でのご指摘です。「パトロールカーに搭載する防災無線はいつ利用してもよいのか」というご指摘でした。パトロールカーを使っている時にも災害発生の可能性もありますので、防災無線機をパトロールカーに設置いたします。ただ、これにつきましては、様々な法律の定めもありまして、区民の方に貸出をする際に連絡のためにお使いになるものとは区別して考えております。現在は、なるべく携帯電話等を携帯していただき、連絡手段とさせていただいておりますが、もちろん携帯電話は私物ですので、それらについても何らかの方法を今後検討していきたいと考えております。

次に、3番目の児童部会でのご指摘でございます。そば屋さんの出前等でパトロールのステッカーを貼りたいという方もいるので、配ってはどうかというお話がありました。この件に関しましては、様々な職種の方が出前等で区内を走り回っているわけですが、それらの業界の団体と協定を結ぶような方法も考えられますし、ご希望の方であれば、単独個々であってもステッカーを配付するという方法も考えられますので、引き続き私どもの方で方法やお願いする窓口等を検討していきたいと考えております。

次に、「不審者情報を緊急避難所やコンビニエンスストア、学習塾等に流してほしい」というお願いがありました。このような場所に情報を流すということは当然情報の流し方としては有効ではありますが、現在、直接区と緊急避難所の方と情報を交換するようなルートが確立されていませんし、コンビニ等についても同様です。情報を流せるようになればもちろん有効であると考えておりますので、それぞれ情報の窓口等について検討させていただきたいと考えております。

また、「校庭開放の際の照明が暗いので、照明を明るくするか、開放時間を短くするなどの対策を講じては」というお話がありました。現在、校庭開放の終了時間は、夏で5時まで、冬季は4時までとなっております。終了時間を短くするとなりますと、実質的な開放時間が少なくなって、主旨が果たせないということもあります。

また、照度アップについては、小学校は全校で校庭開放を行っているので、一律に同時に行った場合には、当然多大な経費が考えられます。よって、当面は同時に行うということは難しいと考えますが、可能なものについては今後調査をさせていただきたいと考えております。

つづきまして、安全・安心協議会でのご質問・ご指摘でございます。「区役所で安全・安心に係るダイヤル、例えば110番・119番のような番号の設置を」というお話でした。3桁の特別な番号はなかなか実現が難しいようですが、気軽に覚えやすい番号でご相談をいただくものを設定したり、あるいはフリーダイヤルという形は考えられますので、来年度以降検討させていただきたいと思っております。

また、「火災報知器などを希望する住宅に区が支給する施策がほしい」という話がありました。現在、区では希望する方に、比較的安い価格でお求めいただくようなあっせん制度を検討しております。また、一部高齢者のみの世帯等については、火災報知器を区の費用負担で設置をするという施策が既にありますので、これらの施策については、拡大・充実するという方向を考えていきたいと思っております。

次に、「警察では、10年前の治安に戻すという目標をはっきりと設定しており、区でも安全・安心に係る施策を進めるときに、具体的な目標を設定すべき」というお話がありました。区では毎年、区民意識意向調査の中で、防犯・風紀に関する生活の満足度についてお伺いしております。「満足できる」「だいたい満足できる」という選択肢を選ぶ方が、ほぼ10年前の平成7年度の調査では、56.7%いらっしゃいました。直近の平成15年度の調査では、これが27.5%ということで半分以下に減っております。従いまして、区の目標として、この数値を平成7年度の56.7%を若干超える60%まで引き上げるということを、具体的な目標として設定をし、事業を行っております。

次に、「安全・安心バイク隊を導入してほしい」ということです。現在、「安全・安心パトロールカー」でパトロール業務を行っておりますが、これに加えて、そのバイク版をというお話でした。現在、パトロールカーの地域貸出を含めまして様々ご意見をいただき、どのような活用の方法があるのかを検討中です。その後、バイク隊というものについて、あらためて検討させていただきたいと考えております。

次に、「わんわんパトロール等で、ご本人や犬にパトロールという表示をしているが、この表示をしているのにパトロール活動をしていない場合には指導ができないのか」というお話でした。区では、わんわんパトロールに対する個別の用品等の支給は行っていないですが、今後、パトロールをしていただく際に使う用具を支給するという事業を予定しております。この事業の中で、用品をお渡ししている団体がパトロール活動を実際に行っていない、あるいは主旨と違う使い方をしている場合には、一定の指導を区が行うような形を考えております。

最後に、PR部会の設置についてです。現在ご検討いただいております、「安全・安心条例」の制定後は、条例の精神やそれに伴う事業を周知していくようなPR部会を作ったらどうかということでもあります。条例の制定後には、本協議会と3つの専門部会を合わせた中で、どのような組織体が設置できるかご相談させていただきながら、考えていきたいと思っております。

資料2については、以上です。

つづきまして、資料3です。第3回専門部会での検討経緯です。

防犯部会は、8月20日に開催いたしました。「条例に、区民に対する教育や広報といった項目を」というお話がありました。こちらは、条例骨子の中で、区の責務の中に生活の安全に関する意識の啓発や自主的活動に対する支援を規定しておりますので、施策を実施する中で考えていきたいと思っております。

次に、「条例は区全体に網が掛かるので、その中に推進地区の規定が入ると、その地区とそれ以外の違いがあいまいになる」というご指摘がありました。推進地区については基本的に、「区内全て」といった指定の仕方はできないということが前提ではありますが、一定の基準を定めまして、申請いただいたものを全て指定するというにはなりません。指定をしたところについては、他の地域よりも施策を重点的に実施するという考え方は、

次に防火部会での指摘です。「空き地や空き家についての項目だけが、主語が「区長は」となっており、それ以外は主語が「区は」になっているのは、どういう意味か」ということです。空き地や空き家に防犯・防火上支障がある場合には、その改善をしていただくような通知や働きかけをするというものです。この働きかけを行う文書等は練馬区長名で行いますので、この部分の主語は「区長は」となっています。

次に、「町会・自治会の組織率や加入率が低くなっているため、加入を推進するような規定が考えられないか」ということです。町会・自治会の加入率の向上については、区といたしましても地域振興の部門で検討しているところです。本条例の中では、「区民等の責務」の中にある「地域で行う活動に協力するよう努める」というような形で、町会・自治会の活動に積極的に協力していただくということを考えております。

次に、要援護者に対する配慮について、「防火に関しては非常に重要なので、具体的な項目を盛り込んでほしい」という要望がありました。現在、要援護者の配慮につきましては、福祉関係の部署との調整も行っております。本日お示しする条例案の中では、比較的抽象的な表現であり、具体的に何をやるという規定になっていませんが、基本的には条例の中で、施策を展開する際に配慮するというところで進めていきたいと考えております。

次に、「区の責務の中に、「区が区民の安全を確保する」という項目がない」というご指摘でした。区がパトロール活動を行っていることで、直接的な安全確保に関する活動について、実際には区も行っているところです。ただ、本条例の中で、基本的な考え方はまず自分の身を守ることをしていただき、それに関しての支援を区が差し上げるという役割分担をしております。ただし、この役割分担はあくまでも最終的な目標である区民の安全確保を行うというところであることには間違いありませんので、条例そのものの目的の中で、はっきり表していくということで進めさせていただきたいと思っております。

次に、児童部会でのご指摘です。地域では防火だけでなく防災の取り組みも現実に進んでいるということで、「この条例の中でも防災を取り上げてはどうか」というお話でした。ご案内のとおり、防災の面に関しましては、区で「震災対策条例」を制定したばかりです。非常時の対応については既にこの条例がありますので、基本的には安全・安心条例は通常時の防犯・防火を捉えていくものと考えております。

次に、子どもの安全確保に関する項目の中で、「区立の学校等の管理者」という主語が出てきますが、当然、国立・私立の学校も対象のはずなので、これでは区立学校だけと誤解されるのではないかとということでした。

私どもの考え方は、区内の学校であれば、国立・私立であっても、この条例に基づいた考え方で活動を行っていただきたいというものですので、この文言につきましては、「学校等の管理者」に変更させていただき、本日の最終的な協議会案としてお示しさせていただいております。

最後に、安全で安心なまちづくりは次の世代を担う子どもたちが進めていくことになるので、中学生が読んでもはっきりわかるようなものにしてほしいし、条例の内容を学校等で周知できるようなパンフレットを作ってほしいということです。条例の内容については、できるだけわかりやすい内容にしていくということと、啓発のためのパンフレットの作成は検討させていただきたいと考えているところです。

以上、資料1から3までのご説明をさせていただきました。

### 第3回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局(危機管理室長) 事務局からの説明は以上です。ご意見・ご質問・ご要望等がありましたら、お願いいたします。

委員 区の目標としている「区民の生活の満足度」についてお尋ねします。この満足度はいくつかの項目に分かれていて、その総合評価がこの数値ということだと思います。項目の中には安全・安心協議会に関する項目等もあるかと思いますが、これらがどうなっていて、それをどう引き上げるかというものが必要なのではないかと思います。「生活の満足度」を一本化して引き上げるといっても、それではあいまいであり、目標足りえないと思いますが。

事務局(安全・安心担当課長) ここで言うております数値は、区民意識意向調査の「防犯・風紀」に関する設問に対する満足度です。この数値を60%になるような施策を考えていくという一定の指標とさせていただいております。ただ、防犯・防火の活動については、何か事業を行っても、そのために1年・2年で数値が劇的に変化するということや、着実に右肩上がりするということは考えづらいと十分承知しております。しかし、区民の方々に最終的に10年前程度と同じような感覚を持っていただければということと、区の事業は可能な限り数値目標を設定するという行政評価を行っているため、この項目を設定させていただいたものです。

事務局(危機管理室長) 補足をいたしますと、区の全ての事業が数値目標を定めて、それで事務事業の評価を図るという体制になっています。当然、安全・安心担当課としても数値を設定すべきなのですが、組織ができたばかりなので、現在は数値自体が設定できていない状態です。現在ある手持ちの数値はこれくらいしかありませんが、これで固めたわけではありません。ご指摘のとおり、目的にあった数値目標にしなくてははいけませんので、今後どのような目標が必要かを考えさせていただいて、今のところはこの目標でやらせていただきたいと思います。

委員 資料3の「区民等の責務」の中の、「地域で行う活動に協力する」というところに、「積極的に」という文言を入れていただくことはできませんか。

事務局(安全・安心担当課長) 私どもといたしましては、積極的に活動に協力していただくということを考えております。個人の問題として、都会の生活の中ではなじめないとか、干渉してほしくないという意見も一方ではございます。文言としてはそこまで踏み込んでいませんが、「積極的な」という言葉が入れられるかについては検討させていただきたいと思います。

事務局(危機管理室長) 次は、本日の会議のポイントであります、「(仮称)安全・安心条例」協議会案の検討についてです。本日、この検討をいただいて、協議会としての条例案の骨子が固まったという状況になります。ぜひ活発なご意見をいただきたいと思います。

事務局(安全・安心担当課長) 資料4について、ご説明いたします。これまで検討していただいていた内容が1枚目で、これを協議会案として2枚目・3枚目としてまとめたものですが、そこに至るまでの過程でご討議いただいたり検討して、最終的に整理がついていなかったものを、まず初めの1枚で示させていただきました。

まず、検討事項の一つ目です。安全・安心条例以外の条例で規定されている項目の取り扱いについてですが、条例の目的の中で、基本的に他の条例で規定されているものを除いて本条例で規定するということが、安全・安心に関わることは基本的に全てのことを扱っていくということを明示する形で作成いたしました。

次に、資源の持ち去り行為の規制についてです。協議会案といたしましては、本条例で資源の持ち去り行為については規定しないということにしております。現在、資源の持ち去り行為は犯罪に該当するかどうかという争点があります。また、この取締り等については、清掃主管組織にて警察等と協議しておりますので、本条例の中では規定していません。

次に、共同住宅等の建設時の警察署との協議の規定についてです。建設確認申請を出していただく際に、警察署との協議や相談を求める規定をしている区がいくつかあります。区の建設部署と協議をしてきましたが、建物の大きさや共同住宅の世帯数等、それぞれの区で定めている規定の対象がまちまちであり、どこを基準にすれば客観的に妥当かということが決めづらいことがあります。また、建築確認申請は現在では3割ほどが民間の機関による申請で認められておりますので、この中で警察署との協議の手続きを作っても、実効性が保てないということがありました。よって、不特定多数が利用する可能性がある共同住宅については、建物の所有者または建築主が警察に助言を求めるように努めるという規定にいたしまして、建築確認申請とは別の規定を作らせていただきました。

次に、住宅への火災警報器の設置規定についてです。東京都火災予防条例の改正によりまして、一般住宅においても新築については、火災警報器の設置義務が課せられることになっております。それを受けまして、今回の条例の協議会案では、一般住宅を含めた住宅の設置者・管理者が火災報知器等の設置に努めるとし、必要に応じて消防署の助言を受けるという文言を設定しております。

次に防犯カメラの設置指針の取り扱いについてです。現在、この協議会と並行して、防犯カメラ設置指針の検討を、学識経験者の方々に行っていただいております。この防犯カメラ設置指針につきまして、根拠付けを条例の中でするかということです。検討委員会でも対象となるカメラは不特定多数の者が出入りする場所を撮影するものとなるだろうという話で進んでおります。よって、このような場所にカメラを設置する方々は、区の指針を遵守するよう努めていただくという規定をさせていただきました。

次に、空き家への対応です。防犯・防火上問題がある場合に指導する対象として、空き地も加えたらどうかということです。これにつきましては、基本的に空き地も含めることといたしました。空き地は草が刈っていないという場合にそれを処理するような条例が別にありますが、この条例につきましては、衛生上の問題等がメインになっておりますので、空き地についても安全・安心条例の中で改善の申し入れ等ができるようにしていきたいということです。

次に、子どもの安全確保に係る規定についてです。子どもの安全教育という場合には、防犯・防火だけではなく、非行防止や薬物乱用といったものを総合的に考えるべきであるということがありましたので、条文の中でそれらを入れております。なお、児童虐待防止につきましては、児童青少年部で別途、子どもの権利の観点から条例を制定するという考えがあるとのことでしたので、この点については、条文の中には出てきません。

次に、区職員による率先活動についてです。当初、区職員がこの条例の精神等を理解して、率先して活動を行うという項目がありましたが、この点につきましては、区の職員の服務規程という側面が強いという性質のものです。また、理念条例を制定した場合、区職員がそれを率先するのはある意味当然でありますので、規定としては設置しないという形となりました。

次に、地域の防犯・防火組織の設置についてです。区の責務の中で、このような組織を作ったらどうかという話がありました。ただ、これにつきましては、地域の実情に対応していくことが重要になってきます。条例の中で一律に設置すると実情に対応できないということがありましたので、この規定は条文の中にはありません。区の責務として、地域の状況に応じた対応をするという規定を設けまして、強調していくということです。

以上のご検討の経過がありまして、2枚目以降の「(仮称)練馬区安全・安心条例の主な項目と考え方」ができました。これについては、区報等で区民の皆様から広くご意見を頂戴するという手続きを踏んでいきます。

まず、「条例の目的」ですが、練馬区で生活するすべての人々の、生活の安全に関する意識の向上および主体的な行動と協働の推進を図り、安心して暮らせる地域社会を実現するというのと、そのために区の果たす役割を明確にしていくということです。資料では、それぞれの項目の下に考え方としてご説明しております。内容は記載のとおりです。

2番の「責務」です。区・区民等・事業者・関係行政機関・土地建物管理者の責務とあり、それぞれの方の責務について表しております。「区民等」と言ったときには、区内にお住まいまたはお勤めの方以外にも、区内を通過する方も概念に含まれますし、土地建物管理者については土地や建物をお持ちでも全く区に来る機会がない方も含まれます。

次に3番目の「防犯・防火設備の整備」についてです。一般的に「区は、防犯・防火に係る設備の整備に努める」、また、「共同住宅等の不特定多数の者が利用する施設の所有者や建築主は、防犯に係る設備を整備するよう努める」また、「一般住宅の所有者や管理者は、住宅用火災警報器等の防火に係る設備を整備するよう努める」、最後に、「不特定多数が出入りする地点に防犯カメラを設置しようとする者は、区が別に定める指針の内容に沿うよう努める」という項目が続きます。

4番目の「空き地・空き家の管理」については、防犯・防火上支障があると認められた場合には、必要な改善を行うよう働きかけを行うということ、ここで規定をしました。これまでは個人の財産権の問題で改善を呼びかけること自体がなかなかしづらかったこともありますので、その根拠にさせていただくというものです。

5番目は、「学校等における児童等の安全確保や安全教育」です。学校の中あるいは通学路等を安全な状態に保つ、また、防犯・防火、交通安全、非行防止・薬物乱用防止等の安全教育を推進するよう努めるということです。また、緊急避難所の整備等についても積極的に行っていくということになっております。

6番目が「要援護者への配慮」です。区が、この条例に基づく施策を実施するにあたって、高齢者や障害者等の援護を要する人々に対し、特に配慮するよう努めるという規定です。子どもについては具体的な項目が挙げられましたが、高齢者や障害者等については、ここでは具体的な項目が設定できないということですが、これは施策の選定の中で実現していくという考え方で

す。

7番目の「情報の把握と共有」です。犯罪・火災については、隣接する区市を含めて情報を積極的に把握するというのを個別の規定として設置しております。

8番目の「練馬区安全・安心協議会」につきましては、この条例を機に、区長の附属機関としての位置づけを与えるというものです。

9番目は「安全・安心まちづくりに関する推進地区」ということで、地域の皆様方の自主的・積極的な活動に基づいて、その方々の届出があった場合に、区が推進地区として指定できるというものです。指定をした際には、推進地区の活動に対する支援を重点的に行うことができるということになって

おります。

資料のご説明は以上です。

### 第3回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局(危機管理室長) ご質問・ご意見・ご要望がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

事務局(危機管理室長) よろしければ、この協議会案をもって、本日決定させていただきまして、以降区報に掲載し、広く区民のご意見を受け、最終的にその検討を踏まえた上で、最終確認として再度協議会の決定項目とさせていただくという段取りになります。また、その間に、防犯カメラ設置指針の具体案につきましても、次回の協議会の中でご報告申し上げます。次回の協議会でご確認いただければ、第四回区議会定例会に条例案として提出できます。それでは、この協議会案につきましては、決定させていただきます。

つづきまして、報告事項に移らせていただきます。まず、条例協議会案のパブリックコメントについて、資料5に基づきまして、事務局からご報告申し上げます。

事務局(安全・安心担当課長) それでは、資料5についてです。9月11日号の区報にこのような内容の広報をさせていただきます。まず、この条例の制定について協議会でご検討いただいたという経過が記載されております。また、「ご意見をお寄せください」ということで、先ほどご説明いたしました資料4の後半の部分を図書館・出張所・石神井庁舎等に置きまして、区民の皆様にご覧いただき、ご意見をお寄せいただきたいということです。9月30日までのおおむね20日間にご意見をお寄せいただくこととなります。方法は、郵送、ファクス、電子メールを使っていただけます。いただいたご意見には、匿名でホームページ等で回答を公表させていただきます。特にご希望がある場合には個別に回答いたします。ご意見をいただく先は、安全・安心担当課あてということで、広くご意見を伺います。

事務局(危機管理室長) このような手順でパブリックコメントを実施したいと考えております。ご意見・ご質問・ご要望はございますでしょうか。

委員 パブリックコメントは匿名でも受け付けますか。

事務局(安全・安心担当課長) ご返事の都合がありますので、記名していただくのが望ましいですが、匿名でいただきますと、ご本人には個別にお知らせできませんが、ホームページで考え方を示いたします。

委員 通常、審議会や協議会には区民代表という形で何人か入っています。区民の意見はその人たちがある程度反映するという形で、区長の諮問機関としての意見を吸い上げ、決定に持ち込んでいく形です。今回の場合は、公募委員が入って、条例作りに意見を申し上げたわけです。パブリックコメントはどのような基準でどういう内容について行われるのか、教えてください。

事務局(安全・安心担当課長) パブリックコメントに関しましては、区で要綱があり、基本的に区が決定する重要な施策や計画については、この手続きを踏むということになっております。このパブリックコメントを使った形は、ついこの間に行われた区立施設の委託化・民営化が初めてでした。予定では、この安全・安心条例が2番目です。基本的には、これらの区の計画等については、審議をしていただく委員に公募委員が入っていただくことが、極めて一般的な形になっており、この協議会にも公募委員が入っていただいております。



### 第3回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

もちろん協議会の中にお入りいただく方につきましては、様々な会合にもご出席をいただき、審議をたくさんしていただいておりますが、これに加えてパブリックコメントをすることは二重の手間とは違うものであろうと思いません。例えば、お時間の制約のある方でもより広くご意見をいただけるということで、このような方式を取っております。公募区民が入っているものでも、これからはこの形が一般的になっていくとご理解いただければと思います。

事務局（危機管理室長）

要は、区が決める重要なものについては、広く区民の意見を聞く制度としてパブリックコメントを使うということが、これからの区の姿勢であると思っております。  
次に、安全・安心ホームページの開設について、ご説明いたします。

事務局  
（安全・安心担当課長）

資料6の「安全・安心ホームページの開設について」です。現在、区ではそれぞれの課でホームページを極力立ち上げていくという方針があります。こうした中で、安全・安心担当課はこれまでホームページを持っておりませんでした。今回パブリックコメントをいただくこともありまして、9月11日に区報でパブリックコメントの募集を開始する日に合わせまして、ホームページを立ち上げる予定をしております。ホームページの概要につきましては、トップページから始まりまして、パトロールカー、防犯ブザー、安全・安心協議会、防犯カメラ設置指針検討委員会の掲載を考えております。今後、区内で不審者等が出没した場合の情報等も可能な範囲で、なるべく即時的にこのホームページで把握していきたいと思っております。また、防犯・防火に関する普及啓発等の情報も随時更新しながら表していきます。さらに、警察署や消防署等の関係機関へのリンクを考えております。掲載場所は練馬区のホームページを母体といたしまして、その中から、安全・安心ホームページを選択していただく形を考えております。

また、今後の検討課題といたしまして、私どもの事業または関係機関の事業だけではなくて、他の区民の方々の防犯活動等についても、広く紹介できるようなページを作成していきたいと思っております。また、事業内容につきましても、ここに挙げたものだけでなく、これから先に展開していくものについては、随時掲載をしていきます。参考までに、裏面は、現在作成中のホームページの画面を表しております。

ホームページの開設については、以上でございます。

事務局（危機管理室長）

9月11日に開設する予定のホームページについて、ご説明いたしました。ご質問やご意見・ご要望はありますか。

委員

安全・安心緊急情報とありますが、この情報は登録されているメールアドレスに自動的に送られてくるというサービスを開始する予定はありますか。

事務局  
（安全・安心担当課長）

登録された方にお送りする形は、来年度の事業として検討しております。現在、例えば、警察署等でも学校ごとに登録した方に情報が行っていると思っておりますが、内容については警察署とも協議させていただいておりますが、今日起きた事件については配信してないと思います。これらについては、情報の流し方や選択によっては、いたずらに混乱を招くといったようなこともありますし、その辺を精査させていただいて、できるだけ早めに情報をお送りするというので、来年度可能なように協議しております。また、登録した方のメールアドレスは個人情報ですので、この管理の精査も含めて検討中です。

### 第3回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

委員

パブリックコメントの募集期間の20日間というものは、意見を募集するには少し短く、中には厳しい人もいるように思います。ホームページの開設を9月11日当日に合わせるのであれば、もうすぐこのようなものができません、安全・安心に関する意見を募集しますというような宣伝を事前に入れられないのでしょうか。

事務局  
(安全・安心担当課長)

パブリックコメントの募集を、一定期間を区切るのは仕方ないこととして、20日間という期間は区要綱の設定では一番短いものです。要綱では20日から1ヶ月という基準になっておりますが、再三協議会でも申し上げてまいりましたとおり、若干厳しいスケジュールになっており、一番短い期限で設定させていただきました。ご指摘のとおり、お考えいただく時間に余裕があるかということになると、若干厳しい面もあるうかと思いますが、ぜひこの期間の中でご意見等を伺いたいと思います。また、この期間を過ぎても、ご指摘等をいただいた場合には、検討をさせていただきますし、必要に応じてご返事も差し上げるつもりです。ただ、次回の協議会等でご報告する際には、この募集期間にあったご意見に関するまとめをさせていただきます。ご指摘のありました、前振りの形で広報できるかについては、区民の方と同じ条件でお知らせするということがありますので、問題点を確認して、検討させていただきたいと思います。

事務局(危機管理室長)

他にはございませんか。  
次に、「東京都安全・安心まちづくりアカデミー(後期)の受講生募集について」です。資料7に基づき、事務局から説明いたします。

事務局  
(安全・安心担当課長)

それでは、「東京都安全・安心まちづくりアカデミー(後期)の受講生募集について」です。これは、東京都で行っております、防犯関係のボランティアで地域を引っ張っていただけるようなリーダーを育成するという事で主催している事業です。今年の6月から7月にかけて前期という形でありまして、今回10月から11月にその後期が開講するので、その募集をいたします。受講生は100名を募集となっております。本日ご案内を申し上げますのは、自治体の枠の中でご推薦を差し上げるものです。このアカデミーのカリキュラムは資料7の2枚目にありますが、すべて土曜日または日曜日ということで、講義やシュミレーションを行う授業で構成されております。この講座を受講した方へは、東京都から修了証を授与するとともにユニフォームを貸与することになっており、卒業後はボランティアのリーダー・オブ・リーダーとして、都や警視庁の各種事業との連携をお願いするとともに、区でも必要に応じてご協力をいただけるのではないかと考えております。前期では、練馬区から4名の方が受講をいただきました。また、私ども安全・安心担当課の職員も何回か講義を受けたところです。練馬区の推薦枠といたしましては、本協議会の公募委員であります和田委員が受講されてきました。受講者の募集につきましては、本協議会の委員の方ももちろんですが、委員の皆様からもご推薦をいただきまして、参加いただける方を募集いたします。受講生の基準は、練馬区に在住・在勤・在学の方で、アカデミー修了後に各種施策にご協力いただける方、また、別紙のスケジュールで全講座の受講が可能な方ということになっております。受講希望の方、または推薦いただける方は、9月7日までに、本協議会の事務局であります安全・安心担当課にお申し出をいただければと思っております。その他といたしましては、当該アカデミーでは外に出るような活動することもあるとのことですが、東京都では保険には加入していないとのことです。以上でございます。

### 第3回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局(危機管理室長) 都が実施いたします、リーダー・オブ・リーダーを養成するこのアカデミーですが、練馬区といたしましても、ぜひ多くの方に受講していただきまして、地域での防犯・防火の核になっていただきたいと思います。委員の皆様方の組織の中で、是非にという方をご推薦いただければと思います。

このことにつきまして、ご意見・ご要望・ご質問等がございますか。

(発言なし)

事務局(危機管理室長) それでは次に、先般実施いたしました町会・自治会のアンケートがまとまりましたので、ご説明いたします。

事務局(安全・安心担当課長) それでは、資料8です。前回の協議会でも中間報告といたしまして、この町会・自治会に対するアンケート結果について、一度お知らせしているところです。その後、回答をいただいた数が半分を超えましたので、再度続報としてご報告いたします。

アンケート結果につきましては、資料の2番目に記載がございます。実際に自主的な活動を行っていただいている状況は、年末・年始を中心に私どもが想像していたよりも多くのパトロール活動や防犯・防火に関する講習会等を行っていただいているということがわかりました。

区への要望は、パトロール活動に関しましては、用品を支給してほしいということがやはり多く、それに次いで、パトロールカーの貸出を希望するというものが続いており、前回と傾向は特に変わっていません。

裏面以降は、それぞれの地域ごとに町会・自治会の方からご回答いただいた内容についてまとめたものになっておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

なお、アンケートでいただいたご要望・ご質問は、なるべくすみやかにご回答を差し上げるようにしております。また、最終的な結果は、それぞれご回答をいただいている町会・自治会にご返送したいと考えております。

資料の説明は以上です。

事務局(危機管理室長) ご意見・ご質問・ご要望等はございますでしょうか。

(発言なし)

事務局(危機管理室長) それでは、報告事項を終わらせていただきます。その他といたしまして、この際、ご発言される方はいらっしゃいますか。

(発言なし)

事務局(危機管理室長) それでは、事務局から、次回の日程等のおおむねのスケジュールをご説明いたします。

### 第3回練馬区安全・安心協議会(発言要旨)

事務局  
(安全・安心担当課長) 先ほどご説明いたしましたとおり、パブリックコメントを9月いっぱいいただくということですので、そのご回答の整理をさせていただいた後、10月中旬を目処に、次回の協議会および専門部会を開催させていただく予定です。パブリックコメントをいただいて、また区議会等にもご報告を申し上げた後のご意見を踏まえまして、ほぼ最終案となろうかと思うものをお示しできればと考えております。

事務局(危機管理室長) 長時間に渡るご審議を有難うございました。それでは、最後に渡邊副会長に閉会のご挨拶をいただきます。

副会長(渡邊) 本日は第3回の協議会ということでありまして、皆様方大変お忙しいところ、ご出席を賜り、誠に有難うございます。ただ今、貴重なご意見をたくさんいただきました。これを踏まえまして、練馬区民の安全・安心のためにも、さらに協議会を充実してまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたしまして、閉会といたします。有難うございました。

事務局(危機管理室長) では、これをもちまして、第3回練馬区安全・安心協議会を閉会させていただきます。有難うございました。